

## 訪問看護 利用料金表

### 1 基本料金(1回の訪問看護サービス利用料)

保健師・看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問看護の提供							
療養費 区分	訪問の日数	基本療養費	管理療養費	合計利用料	ご利用者負担金額		
					1割	2割	3割
(Ⅰ)、 (Ⅱ) 同一建物 居住者/同一日/ 2人	週3日目まで	5,550 円	月1日目	12,990 円	1,299 円	2,598 円	3,897 円
	週4日目以降*1	6,550 円	7,440 円	13,990 円	1,399 円	2,798 円	4,197 円
	週3日目まで	5,550 円	月2回目	8,550 円	855 円	1,710 円	2,565 円
	週4日目以降	6,550 円	3,000 円	9,550 円	955 円	1,910 円	2,865 円
(Ⅱ)同一建物居 住者/同一日/3 人以上	週3日目まで	2,780 円	月1日目	10,220 円	1,022 円	2,044 円	3,066 円
	週4日目以降*1	3,280 円	7,440 円	10,720 円	1,072 円	2,144 円	3,216 円
	週3日目まで	2,780 円	月2日目以降	5,780 円	578 円	1,156 円	1,734 円
	週4日目以降	3,280 円	3,000 円	6,280 円	628 円	1,256 円	1,884 円
(Ⅲ)外泊者	入院中1回*2	8,500 円		8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円

准看護師による訪問看護の提供							
療養費 区分	週の日数	基本療養費	管理療養費	合計利用料	ご利用者負担金額		
					1割	2割	3割
(Ⅰ)、 (Ⅱ) 同一建物 居住者/同一日/ 2人	週3日目まで	5,050 円	月1日目	12,490 円	1,249 円	2,498 円	3,747 円
	週4日目以降*1	6,050 円	7,440 円	13,490 円	1,349 円	2,698 円	4,047 円
	週3日目まで	5,050 円	月2日目以降	8,050 円	805 円	1,610 円	2,415 円
	週4日目以降	6,050 円	3,000 円	9,050 円	905 円	1,810 円	2,715 円
(Ⅱ)同一建物居 住者/同一日/3 人以上	週3日目まで	2,530 円	月1日目	9,970 円	997 円	1,994 円	2,991 円
	週4日目以降*1	3,030 円	7,440 円	10,470 円	1,047 円	2,094 円	3,141 円
	週3日目まで	2,530 円	月2日目以降	5,530 円	553 円	1,106 円	1,659 円
	週4日目以降	3,030 円	3,000 円	6,030 円	603 円	1,206 円	1,809 円
(Ⅲ)外泊者	入院中1回*2	8,500 円		8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円

\*医療保険による訪問看護は、原則1日1回(1回の訪問は30～90分まで)、週3日までの利用が可能です。

ただし、ご病気や状態により、複数の訪問看護ステーションの利用、複数回訪問や90分以上の訪問、週4日以上以上の訪問が可能な場合もあります。

\*1 週は日曜日と起点とするため、前月から続く訪問の場合は、月1日目であっても週4日目で降利用料金を算定します。

\*2 入院中2回まで算定できます。

### 2 加算料金(状況・要望に応じて加算する利用料)

●基本療養費の加算							
項 目		利用金額	ご利用者負担金額				
			1割	2割	3割		
難病等複数回訪問加算	2回	4,500 円 / 日	450 円	900 円	1,350 円		
	3回以上	8,000 円 / 日	800 円	1,600 円	2,400 円		
緊急訪問看護加算(主治医の指示による緊急訪問等)*3		2,650 円 / 日	265 円	530 円	795 円		
長時間訪問看護加算 厚生労働大臣が定める状態の利用者に対し、90分を超えて引き続き指定訪問看護を行う場合		5,200 円 / 週	520 円	1,040 円	1,560 円		
複数名訪問看護加算 *厚生労働大臣が定める疾病等、厚生労働大臣が定める状態に該当する場合 *他必要と判断された場合	看護師(週1回)	4,500 円 / 週	450 円	900 円	1,350 円		
	准看護師(週1回)	3,800 円 / 週	380 円	760 円	1,140 円		
	看護補助者(週3回)	3,000 円 / 1日1回	300 円	600 円	900 円		
		10,000 円 / 1日3回	1,000 円	2,000 円	3,000 円		
夜間・早朝訪問看護加算 18時～22時、6時～8時		2,100 円 / 日	210 円	420 円	630 円		
深夜加算 22時～6時		4,200 円 / 日	420 円	840 円	1,260 円		
24時間対応体制加算 24時間常時対応できる体制にあり、緊急時訪問看護を必要に応じて行う体制を整えている旨を説明し同意を得た場合		6,400 円 / 月	640 円	1,280 円	1,920 円		
特別管理加算Ⅰ 厚生労働大臣が定める状態等にある利用者で重症度が高い利用者に対し、計画的な管理を行った場合		5,000 円 / 月	500 円	1,000 円	1,500 円		
特別管理加算Ⅱ 厚生労働大臣が定める状態等にある利用者に対し、計画的な管理を行った場合		2,500 円 / 月	250 円	500 円	750 円		
退院時共同指導加算 退院、退所にあたり主治医等と連携し、利用者またはその家族に対して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合		8,000 円 / 回	800 円	1,600 円	2,400 円		
特別管理指導加算 厚生労働大臣が定める状態に該当する利用者に対して、退院時共同指導加算の加算として算定		2,000 円 / 回	200 円	400 円	600 円		
退院支援指導加算 厚生労働大臣が定める疾病等、状態等に該当する利用者に対して、退院日に訪問看護を行った場合に算定		6,000 円 / 退院日	600 円	1,200 円	1,800 円		
在宅患者連携指導加算 医療関係職種間で情報共有し、その上で療養指導した場合		3,000 円 / 月	300 円	600 円	900 円		

在宅患者緊急時等カンファレンス加算 急変による医療従事者とのカンファレンスと療養指導を行った場合	2,000 円 / 月2回まで	200 円	400 円	600 円	
<b>●その他の療養費</b>					
情報提供療養費1	厚生労働大臣が定める疾病、状態等の利用者について、利用者の同意を得て、関係機関からの求めに応じて、文書を添えて情報提供を行った場合	1,500 円 / 月	150 円	300 円	450 円
情報提供療養費3	利用者が医療機関等に入院、入所した場合に利用者の同意を得て、在宅の診療を行っている主治医に対し文章により情報提供を行った場合	1,500 円 / 月	150 円	300 円	450 円
ターミナルケア療養費Ⅰ	死亡日および死亡日前14日以内に2日以上在宅にてターミナルケアを行った場合	25,000円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
ターミナルケア療養費Ⅱ	死亡日および死亡日前14日以内に2日以上特養等にてターミナルケアを行った場合(特養等の施設で看取り加算を算定する場合)	10,000円	1,000 円	2,000 円	3,000 円

### 3 その他の費用(保険適用外の料金)

項 目		ご利用者負担金額	内 容
交通費	ステーション車使用	1Km毎に20円	20円/km × 事業所からの往復距離数
	公共交通機関等利用	実費	訪問に電車・バスを利用した場合 訪問にタクシーを利用した場合
差額料金	長時間訪問看護	2,000 円 / 30分毎	長時間訪問看護加算の対象外の場合で、ご利用時間が90分を超えた場合、30分毎にいただきます。
	時間外料金	2,000 円 / 回	平日8:00~8:30, 17:30~18:00の間に訪問看護を行った場合
	休日加算	2,000 円 / 回	営業時間外に訪問看護を行った場合
複写物		30円/枚	
領収書の再発行		300円/枚	
死後の処置		11,000 円	訪問看護と連続して行われる死後の処置
キャンセル料	ご利用時間の3時間前までにご連絡いただいた場合	無料	
	ご利用時間の3時間前までにご連絡いただけない場合	予定訪問のサービス料金の半額	自己負担分の半額

\*3 ①定期的に行う訪問看護以外であって、利用者やその家族の求めに応じて、医師の指示により緊急訪問を行った場合、1日1回算定

②複数の訪問看護ステーションが訪問看護を行っている場合であって、同一日に計画に基づく訪問看護を行った訪問看護ステーションとは

別の訪問看護ステーションが利用者等からの求めに応じて、主治医の指示に基づき緊急訪問を行った場合に算定